

会 議 の 経 過

委 員 長（山本 実君）

全員ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員を報告いたします。1番、松村英子委員から欠席する旨、通告がありましたので、報告をいたします。

ただいまの出席委員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開きます。

開議（午前 9時57分）

委 員 長（山本 実君）

六戸町議会委員会条例第19条に基づき、出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付をしてあります出席者名簿のとおりであります。

委員並びに理事者側の皆様方をお願いをいたします。

説明及び質疑は、決算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示して発言の上、簡潔をお願いをいたします。

また、答弁も簡潔をお願いをいたします。

なお、質疑は六戸町議会会議規則第54条に準じ、同一議員につき、同一の議題について、3回までといたします。

ただし、委員長の許可を得たときは、この限りではありません。

議事進行は、歳入は3款ずつ、歳出は2款ずつ質疑を受けますので、ご協力のほどよろしくをお願いをいたします。

それでは、認定第1号 令和4年度六戸町一般会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より……

（「委員長、審査入る前にちょっと監査委員から聞きたいことあるんですが」の声あり）

委員長（山本 実君）

じゃ苦米地委員、どうぞ。

1 2 番（苦米地繁雄君）

監査委員の皆さんには大変ご苦勞かけている。また、今回は特に迷惑をかけたような状況にあるようですが、この意見書を、22ページを読んでびっくりしたわけですが、監査の審査会に説明をしないと、するとかというような、大変考えられないようなことが起こっているようですけれども、実態はどういう状態だったのかお聞きしたいんですが。

委員長（山本 実君）

監査委員。

代表監査委員（吉田 透君）

お答えいたします。

この件については、担当課長のほうからいわゆる説明なくただお目通しくださいと、何ページに書いているからというような発想で受けました。

それで、後日、担当者呼んで詳しく説明をいただきました。担当者の方はしっかりと自分の仕事を把握して非常に良い答弁をいただきました。

以上です。

委員長（山本 実君）

苦米地委員。

1 2 番（苦米地繁雄君）

課長が説明を無視して、後で担当者呼んで審査をしたと、こういうことになりますよね。副町長、これでいいんですか。職員のやっぱり頭にあるのは副町長だと思うんですけれども、こういうことは許されるものなんですか。

委員長（山本 実君）

副町長。

副町長（下田正幸君）

この件に関して、監査委員のほうからいろいろとご注意をいただきました。それをもって、担当課長のほうには今後このようなことのないように、十分に注意しておりますので、今後はこのようなことがないように職員、課長等に注意してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

委員長（山本 実君）

苫米地委員。

12 番（苫米地繁雄君）

やっぱり監査、審査というのは大変大切なもので、それによって我々は、またこれを審議していくわけですから。このような、あってはならないですよ、これね。絶対に今後ないように気をつけていただきたいと思います。

監査委員には大変迷惑をかけたと思いますけれども、議会からも1人行っているわけですから、ひとつ監査委員の皆さんにも厳しく、こういうふうに指摘していただければ、また、ありがたいと思います。今後、ないようにしていただきたいと思います。

以上です。

委員長（山本 実君）

それでは、認定第1号 令和4年度六戸町一般会計決算認定についてを議題とします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

改めまして、おはようございます。

それでは、認定1号 令和4年度六戸町一般会計決算認定について、私の概要説明はこの決算報告書に基づき説明したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

決算報告書、3ページをお開きください。

下の第2表の左端、太枠が令和4年度の決算額となります。

令和4年度六戸町一般会計の決算規模は、歳入が66億864万6,000円で、前年度に比べ0.8%の増、歳出は63億4,883万9,000円で、前年度に比べ0.2%の減となりました。

歳入歳出差引額は2億5,980万7,000円で、翌年度に繰り越すべき財源5,041万9,000円を差し引いた実質収支は、2億938万8,000円となります。このうち1億2,000万円は基金に積立てし、残りの8,938万8,000円は令和5年度への繰越金となります。

次に、5ページの上段、4ページをご覧ください。

歳入の款別決算額対前年度比較ですが、前年度に比べ大きく増加した主なものといたしましては、1款町税、7款地方消費税交付金、16款県支出金、18款寄附金、19款繰入金、20款繰越金、22款町債などがあります。特に19款繰入金と22款町債は、義務教育学校建設に伴う実施設計業務などにより、大幅な増となりました。

一方、減少した主なものといたしましては、10款地方特例交付金、15款国庫支出金、17款財産収入、21款諸収入などがあります。

一般財源と特定財源につきましては、中段の第5表に、自主財源と依存財源につきましては、下段の第6表のとおりとなっております。

なお、歳入の内訳につきましては、6ページから13ページにかけて、款を追って掲載しております。

続いて、歳出の主な内容についてご説明いたします。

15ページの上段、第8表をご覧ください。

歳出の款別決算額対前年度比較ですが、主なものといたしましては、2款総務費は学校建設基金や減債基金への積立金が減少したことにより、前年度に比べ31.1%の減、3款民生費は住民税非課税世帯等臨時給付金事業の減などにより、前年度に比べ2.8%の減、4款衛生費は国民健康保険診療所事業特別会計繰出金の増などにより、前年度に比べ16.4%の増、6款農林水産業費は農業機械等導入や肥料高騰対策、8月豪雨の野菜対策補助事業などにより、前年度に比べ36.0%の増、7款商工費は企業立地促進条例奨励金の交付などにより、前年度に比べ48.0%の増、8款土木費は町営住宅外壁改修事業などにより、前年度に比べ14.5%の増、10款教育費は義務教育学校建設に伴う実施設計業務などにより、前年度に比べ38.4%の増、11款災害復旧費は8月豪雨に伴う災害復旧事業により、前年度に比べ大幅な増となっております。

性質別の歳出決算額状況につきましては、16ページの第9表のとおりとなっております。

18ページからは、令和4年度決算における施策の概要を款を追って掲載しております。

また、62ページには、新型コロナウイルス対応事業の内訳を掲載しております。

以上で説明を終わります。

委員長（山本 実君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

最初に、歳入歳出の総括について質疑を受けます。

1ページから18ページまでであります。

質疑ありませんか。

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

報告書の5ページ、1款の町税ですね。決算書のほうは5ページ、1款の町税についてちょっとお伺いいたします。

町税のほうは前年度に比べて年々増えているというのが、この表を見れば分かります。項目としては5つありますよね。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税。これについて町民税と固定資産税、たばこ税、町民税のほうは4,300万円ほど前年度より増えております。この要因ですね。

それから、固定資産税についても増えているわけで、こういったところでこの固定資産税、増えているのか、そういった中身。固定資産税はもう大体、地価が高騰しない限り、上がらないものかなとは思っておりますので、こういった要因ですね。

また、たばこ税も、年々たばこを吸う人が少なくなっているのに、この場合は増えているというのは、情報としては、たばこが値上げしているのかなど。そういったところを分かる範囲で、皆さんが分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

委員長（山本 実君）

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

それでは、ただいまの町税に関しますご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

町民税、それから固定資産税、あと町たばこ税の増額に関するご質問かと思えます。

まず、町民税のところでございますけれども、農業所得のほうが増減したという話は、前の全員協議会のほうでお話をさせていただきましたけれども、年々ですが、給与所得者のほうの数が増えていることと、額のほうが増えておりますので、それで年々増収ということになっております。農業所得のほうとちょっと異なりまして、天候等のそういう要素に左右されることが非常に少ないものですから、極端にお給料が上がるとか、あるいは下がるとかそういうことがない限りは安定的に入ってくるものと考えておりますので、今後につきましても、これについては極端に上下するようなことなく、安定的に入ってくるのではないかと、そのように考えております。

それから、固定資産税の部分でございますけれども、償却資産分につきましては年々、減価償却のほうが進んでおりまして、少しずつ目減りしていくというふうに考えております。また、土地のほうにつきましても、委員、先ほどご指摘のとおり、地価のほうは少しずつ下がっている状況でございますので、こちらについても少しずつ下がっていくのかなというふうに考えております。ただ、令和4年度につきましては、家屋分につきましてはコロナの特例というものが令和3年分ございまして、それで一部の税収の部分を補填していたというものがあつたんですけれども、その部分の補填分がなくなりまして、普通に徴収することが可能となった関係で家屋分が増収となりまして、結果といたしまして固定資産税全体で増収ということになっております。

それから、たばこ税の部分だったんですけれども、委員ご指摘のとおり、紙巻きたばこ、今まで従来ありました、たばこにつきましては、減少している傾向にございます。ただし、全体的な傾向なんです、紙巻きたばこの減少に伴いまして、例えば加熱式たばこでありますとか、あるいはリトルシガーというような、たばこの種類がございまして、そちらのほうが増況を呈しているというような全体の分析のほうにございまして、全体として本数のほうが増加しているということで私のほうでは分析をしております。

以上です。

(「はい、分かりました」の声あり)

委 員 長 (山本 実君)

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(山本 実君)

質疑なしと認めます。

次に、歳入事項別明細書の質疑に入ります。

まず、1款から3款までの質疑を受けます。

19ページから24ページまでであります。

質疑ありませんか。

2番、盛田委員。

2番(盛田嘉彦君)

1款、町税についてお伺いいたします。

聞いたところ、税の徴収率が県でナンバーワンだったというふうに聞いたんですけれども、詳細についてお聞かせいただけますか。

委員長(山本 実君)

税務課長。

税務課長(澤口俊博君)

それでは、ただいまの盛田委員のご質問についてお答えをさせていただきます。

6月の下旬でしたけれども、上北地域県民局県税部の担当者の方から私宛てに連絡がございまして、令和4年度の決算見込額の速報値というものが、このほど、うちのほうで出たんですけども、そこで個人町民税の徴収率、これは現年課税分とそれから滞納繰越分の合算分になりますけれども、その数値が前年度と比べて0.4%アップしましたと。トータルで98.9%という数値になりましたと。この数値というのは2番手の深浦町、これ98.8%という速報値になっておりますが、2番手の深浦町を抑えて、六戸町が40市町村のトップになったというようなお知らせを受けました。

以上です。

委員長（山本 実君）

盛田委員。

2 番（盛田嘉彦君）

税の平等性を図る上でも、徴収というのはものすごく重要な業務だというふうに思います。職員の方かなりご努力されたなというふうに思いますので、引き続き今年度もまたよろしく願いたします。

私のほうは以上です。

委員長（山本 実君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

次に、4款から6款までの質疑を受けます。

23ページと24ページであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

次に、7款から9款までの質疑を受けます。

25ページと26ページであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

次に、10款から12款までの質疑を受けます。

25ページから28ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

次に、13款から15款までの質疑を受けます。

27ページから42ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

次に、16款から18款までの質疑を受けます。

41ページから54ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

次に、19款から最終22款までの質疑を受けます。

53ページから64ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(山本 実君)

質疑なしと認めます。

以上で、歳入の質疑を終わります。

続きまして、歳出の質疑に入ります。

最初に、1款から2款までの質疑を受けます。

65ページから104ページまでであります。

質疑ありませんか。

下田委員。

9 番(下田敏美君)

92ページです。

2、1、1、18ですが、企画財政課長のほうにお伺いします。

令和4年度の新型コロナウイルス感染症関係の主なる事業と総額で幾らになるか、概算で結構です。

委員長(山本 実君)

企画財政課長。

企画財政課長(小林 章君)

お答えいたします。

この後92ページの、これは2款総務費に予算上計上しているコロナ対策以外にも、3款民生費とか6款農林水産業費にもコロナ関連の事業を掲載しておりますので、主な事業をお知らせいたします。

まず、プレミアム商品券発行については、交付金約3,700万円、それから農業機械等導入支援事業に約800万円、それから生活困窮者や高齢者に対する原油価格高騰対策事業に約4,580万円、それから農業肥料等購入対策事業、これに4,800万円、それから社会福祉施設等の電力・ガス・食料品価格高騰対策事業に1,000万円、それから町内の運送業者等に対す

る燃料費高騰対策運送事業等継続給付金事業、これに約390万円を補助等しております。

国からの交付金が約1億6,600万円入っております。それ以外に、県からもコロナ関連の対策交付金が交付されておまして、これについては、高齢者に対する原油価格等の対策事業に約3,600万円、それから黒毛和種繁殖雌牛子牛導入事業に約330万円、最後に、メイプルタウンイルミネーション事業、これに100万円ほど計上して使っております。

さらに、感染物品、消毒液やマスク等の物品購入や、役場1階のロビーに設置している電子看板と言われるデジタルサイネージ、あれを複数台購入して役場以外の各施設等に設置しております。

以上です。

(「了解です」の声あり)

委員長(山本 実君)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(山本 実君)

質疑なしと認めます。

次に、3款から4款までの質疑を受けます。

103ページから134ページまでであります。

質疑ありませんか。

長根委員。

5 番(長根一男君)

質問いたします。

120ページの償還金についてお伺いします。

これは対象にならなくて返還したものか、また、申込みというか、予算を多く要望して返還しているのか、そこら辺の返還金が結構ある、1,400万円ほどついていますがけれども、そ

こら辺を少し説明してもらいたいと思います。

委員長（山本 実君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

ご質問にお答えいたします。

交付金の請求は、一応概算ということで請求して交付を受けております。その後、年度末までの精算が次年度に入って行われまして、その分の差額等で返還する、追加交付等が行われる制度となっております。

以上です。

委員長（山本 実君）

長根委員。

5 番（長根一男君）

じゃ概算ということは、多分、予算請求するに当たり、このぐらいは必要だということで予算を請求していると思いますけれども、それは対象にならなくて償還金になったものか、また、何というか、ちょっとあまり多く概算を要求したからこうなったという、そこら辺の違いというか、そこら辺がわかりますか。わかりますかというか質問します。

委員長（山本 実君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

ご質問にお答えいたします。

事業自体が対象になる、ならないというわけではなくて、一応、年度内の見込みを立てます。立てたんですが、実績額が実際より少なく収まったというところで返還金が生じる、またその実績が多くなれば、次年度、追加交付となります。事業が認められないということはないです。

(「分かりました」の声あり)

委員長(山本 実君)

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

高坂委員。

8 番(高坂 茂君)

132ページ、報告書のほうは37ページ。

12節の委託料、各種がん検診業務とあります。

報告書のほうでは大腸がんとか胃がんとかありまして、前立腺がんについては廃止ということになったわけで、どうしてなったのか、そこら辺の経緯。それから、前立腺がんの検診を受ける場合、我々はこれからどうすればいいのか。私も2年に一回ぐらいはやってたんですね。ですから、非常に心が腑に落ちないところがありまして、どうしてそうなったのか、そこら辺を分かりやすく教えていただければと思います。

委員長(山本 実君)

福祉課長。

福祉課長(吉田英輔君)

前立腺がんの検診につきましては、科学的根拠に基づかない、要は、それによって見つかる可能性が低い検診のやり方というものを今まで実施してきたというところでございます。県のほうでも科学的根拠に基づく、がん検診の要綱を策定しまして、きちりとした検査方法、見つかる確率の高いものだけをピックアップして、検診となると体への負担もかかりますので、その辺しっかりとした科学的根拠に基づくものを要綱で定めております。それに基づいて六戸町も実施した結果、前立腺がんの検診を取りやめたということでございます。

以上です。

委員長(山本 実君)

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

科学的根拠ということなのですが、そんなにサンプルですか、そういうのは、そういう体への負担になるようなことじゃないと私は思っています。血液検査ですかね、あれは。ですから、そんな難しいものじゃないし、負担かかるものじゃないと思います。数値が多分上がっていけば、やはり検診で要検査とかなるわけで、非常に私は分かりやすいのかなというふうに思っていました。であれば、今後どういった形なのか、検診でできないのであれば、特別にそういう検査できるセンターというか医療機関、そういったところに行って検診を受けるべきものなのか、その見通しはどうなのでしょう。

委員長（山本 実君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

今行っている検診につきましては、現在のところ科学的根拠に基づかないということで、見つかる可能性も少ないやり方を今まで実施してきたということですので、その前立腺がんの検査につきましては、今後どうするかというのは、私のほうではちょっと判断は難しいところでございます。

以上です。

委員長（山本 実君）

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

課長のほうから、そういうふうに私としては分からないということであれば、私たちもどうすればいいか分からないわけで、異常が出た場合に受診するという形しかないわけだと私は思いますけれども。ここら辺はもうちょっと情報、医療機関なり、しかるべきところから入れて、やはり皆さんに知らせるべきだと思いますので、そういったところをお考えを聞き

たいと思います。

委員長（山本 実君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

住民の皆さんも、その辺のところは分からないと思いますので、その辺、PR活動のほうを実施していきたいと思います。

以上です。

委員長（山本 実君）

高坂委員、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

次に、5款から6款までの質疑を受けます。

133ページから146ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

次に、7款から8款までの質疑を受けます。

145ページから164ページまでであります。

質疑ありませんか。

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

8 款でいいの。

委 員 長（山本 実君）

7 款から 8 款までです。

8 番（高坂 茂君）

154 ページ、18 節。報告書のほうは 45 ページ。

土木費の補助金。この空き家の補助金なんですけれども、2 件ありますよね。宅地創出空き家除却事業 80 万円。それから、老朽危険空き家除却事業 129 万円。

これ 2 件というふうになっていますけれども、どういった形で実施されているものか、その中身、教えていただきたいと思います。

委 員 長（山本 実君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

お答えいたします。

まず、宅地創出空き家除却事業の補助金でございますが、移住が見込める宅地で一定程度危険のある空き家をとという対象要綱となりますが、補助金 2 分の 1、限度額 40 万円という形で空き家の取壊しの補助金の制度を設けてございまして、もう一件の老朽危険空き家除却事業費の補助金でございますが、こちらは周囲の住宅等に危険を及ぼすおそれのある危険な空き家の除却に関しての費用の補助になります。補助金の率としましては 3 分の 2、限度額 80 万円という形で実施してございます。昨年度、それぞれ 2 件ございまして、事業が完了しているところでした。

以上です。

委 員 長（山本 実君）

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

この空き家対策事業を実施しているわけなんですけれども、合計すれば4件ですか。そういったところで、これはあくまでも広報とか、そういう事業がありますよというふうに申請するということ……

（「ごめんなさい、聞こえない」の声あり）

8 番（高坂 茂君）

じゃもとい、4件でこれを広報なりそういったチラシなりなんかで周知して、それを申請して、結果4件ということでしょうか。多分、もっともっとあると思うんですね。そういったところで申請件数に対して満額で対応しているのか、そこら辺、お伺いしたいと思います。

委員長（山本 実君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

お答えいたします。

PR等に関しましてはホームページ、あるいは広報と、それと併せまして、空き家になっている状況をこちらで調べた結果、分かっている所有者の方にも、毎年、適正管理等のお願いも含めまして、補助金のPRとなるチラシのほうも同封しているところでございます。毎年200件程度そういったものを、適正管理、補助金ございますよという郵送でのお知らせをしております。

去年の実績としては4件という補助金の実績となりましたが、随時、相談等は何件か来ている状況でございます。その中で、現地の方も調査してみまして、危険度合いとかの点数つけた上での補助対象、対象外というのはありますが、その所有者等が相続とか、いろいろそういったものがしっかり終わっていないという案件もあつたりして、なかなか補助金、取り壊すまで、実際、現場が行かないという案件はございます。なので、相談案件はもっといっぱいありますが、最終的に補助金の実績に至るまでは少し個別の要素もありまして、時間を要しているという現状もございます。

以上です。

委員長（山本 実君）

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

一応、調査した結果、200件ぐらいということで、そのうち4件と。そして、そういう所有者に対しても、文書か何かでやっているということなんでしょうけれども、それに対して反応があるかどうかは相談だと思うんですけども、反応がない場合は、これからの作業としてどういうふうに事務やっていけばどうかと、そういったことになると思います。

それともう一つは、これに対しては国のほうからの交付事業になるのかどうか、そういったところも。

今、お祭りで私も歩いて、いつも中町のところ、上町ですか、非常に老朽化して、実際危ないなと思ったんですけども、ここは所有者がいますよとか聞いたりしているんですよね。やはり、そういったところは積極的に向かい、やはり対策なりしていかないと、最終的には非常に危険なものになるのかなと思います。

まず、これからの対応、見通しなんか含めて、お聞きしたいと思います。

委員長（山本 実君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

お答えいたします。

秋祭りのコースのところでも、何件かそういった空き家で結構危険と申しますか、かなり老朽化している場所もございます。中町と申しますか、犬落瀬町内のところでも相談があって、現場を見たりとか相談したりとかということも、この祭りのコース以外でも町内全体で相談があれば職員のほうも出向きまして、現地のほうを確認して対応できるものはして、こちらでできないものに関しては、所有者を調べて連絡を取ってという形で個別対応しているところもございます。相談があれば随時相談に応じて、適正な管理をお願いしながら、町でもできることはなるべく対応していきたいと考えております。

以上です。

委員長（山本 実君）

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

国のほうからの交付になっている事業なのかどうか、そこを。

もう一つは、あとは相談を受ければ、もちろんそれに対して赴いたりしてやるわけなんですけれども、やはり隣近所からですと、そういう苦情とか行ったら、やはり当事者じゃなくても、やはり対応すべきものかなと私は思います。そこら辺の見通しなんかお聞きしたいと思います。

その2点です。最後になります。

委員長（山本 実君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

まず、補助事業か補助事業でないかという点でございますが、国の補助金、50%補助金でこの補助事業を実施しているところでございます。

あと、削る空き家で隣の家とかがちょっと状況が悪いので見てほしいということがあれば、うちの職員も出向きまして、現場のほう、できる範囲の中で通行に支障がないような形とか、トタンが風でばたばたしているようであれば、できる範囲の中で対応したりしている実績もございますので、そういった形で今後もできる範囲の中で相談があれば対応していきたいなと、また所有者とも相談していきたいなと思っております。

以上です。

委員長（山本 実君）

高坂委員、よろしいですか。

8 番（高坂 茂君）

最初の、じゃ補助率は何%、ちょっと。

委員長（山本 実君）

補助率50%。ちゃんと聞いてください。

よろしいですか。

次に、ほかに質疑ありますか。

下田委員。

9 番（下田敏美君）

160ページ、8、2、2、14工事請負費、ひばりヶ丘団地外壁張替え工事ですが、総額で7,400万円。築20年たったかたたない住宅だと思いますけれども、20年でこれだけの外壁を張り替えしなければならないというのは何だったのかお聞きします。

委員長（山本 実君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

ご説明いたします。

ひばりヶ丘団地の外壁張替え工事、昨年度3工区で行っておりますが、町の町営住宅の長寿命化計画というのをつくっております、そちらの長寿命化計画に基づいて昨年度は外壁のほうの張替え工事を行っております、また玄関先のポーチとか屋根とか順次やっていく計画に基づきまして、昨年度、外壁の張替え工事を行っているところです。

以上です。

委員長（山本 実君）

下田委員。

9 番（下田敏美君）

まだ20年で張り替え、何か設計ミスじゃないのかなと、そう思うんだけど、そうじゃないですか。

委員長（山本 実君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

今、下田議員、おっしゃった設計ミスということはないという認識ではいるところですが、
以上です。

委員長（山本 実君）

下田委員。

9 番（下田敏美君）

何か設計の段階で部材の設計ミス、20年でそんなに壊れますか。皆さんの家、20年で張り替えしますか。これだけ、7,400万円、相当な金額ですけども、後でもう一回見てみてください。

委員長（山本 実君）

後で、答弁でいいということですか。答弁は要りませんか。

（発言する声あり）

委員長（山本 実君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

当初の工事の設計の詳細に関しましては、ちょっと私も今把握していないので、何とも言えないんですが、当初の建築の際も補助事業でやっておりますし、その中で建築等行っておりますが、その後の長寿命化計画の維持補修に関しましても、耐用年数等、法に照らし合わせながら国、県の補助要綱に合う形で行っている状況でした。

以上でございます。

委員長（山本 実君）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

次に、9款から10款までの質疑を受けます。

163ページから206ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

次に、11款から最終13款までの質疑を受けます。

205ページから212ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

以上で歳出の質疑を終わります。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑を受けます。

213ページから219ページまでであります。

質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山本 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和4年度六戸町一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

これをもちまして本日の日程を終わります。

次の委員会を9月6日午前10時より本会議室に招集いたしますので、本席より告知いたします。

以上で本日の決算特別委員会を散会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

散会（午前10時44分）